

ユニークベニューH I M E J I プラン 各施設の使用ルールについて

会場	姫路城				姫路城西御屋敷跡庭園 好古園	姫路市立美術館 前庭	姫路文学館望景亭	書写の里美術工芸館	
	三の丸広場	三の丸西 高台	三の丸大 柱前広場	二の丸広場	御屋敷の庭 活水軒（レストラン・ホール） 潮音齋（広間・ホール等）				
コーディネーターの利用	必須				必須	必須	必須	任意	
対象 事業	レセプションパーティ	○	○	○	×	○	○	○	
	各種式典、会議、記者会見、展示会 （販売を伴わないもの）	○	○	○	国際会議（JNTO基 準）利用時に限る	○	○	○	
	有料コンサート・ショーなどの興行	×				×	×	×	
	販売行為を伴う催事等	×				×	×	×	
	不特定多数が広く参加できる事業	×				×	×	×	
	宗教活動、政治活動を伴うもの	×				×	×	×	
	特定の個人、団体等を誹謗、中傷する恐れがある場合	×				×	×	×	
	事業参加者が反社会勢力又はその構成員関係であると認められる場合	×				×	×	×	
その他	世界遺産にふさわしいものに限る				-	-	-		
利用 者	学会会議団体・各種団体	○	○	○	国際会議（JNTO基 準）利用時に限る	○	○	○	
	民間企業	○	○	○	×	○	○	○	
会場規模等	約13,700㎡	有効面積 約1,500㎡	約1,500㎡	約1,200㎡	（御屋敷の庭：約9,200㎡） 活水軒：約184㎡ 潮音齋：約148㎡	約5,000㎡	約2,300㎡	前庭等約3,200㎡	
会場使用料金（1日あたり） ※設営・撤去時のみの日は半額	1/2:250万円 全面:500万円	50万円	50万円	150万円	50万円	50万円	12万円	12万円	
事前相談	必須				必須	必須	必須	必須	
仮 申 込 か ら 本 申 込 ま で	ユニークベニュー仮申込書兼誓約書	概ね4箇月前までに提出				概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出
	基本計画（会場、事業内容、対象顧客、運営組織、スケジュール等）	概ね4箇月前までに提出				概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出	概ね4箇月前までに提出
	事業計画（使用日時、使用箇所、使用内容、演出プラン等）	概ね2箇月前までに提出				概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出
本 申 込	使用計画図（平面プラン、立面プラン、照明・電気設備プラン、養生プラン、設営物固定プラン、案内サイン配置計画等）	概ね2箇月前までに提出				概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出
	ユニークベニュー申込書	概ね2箇月前までに提出				概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出
	市有財産使用許可申請書	概ね2箇月前までに提出				概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出
	毀損事故防止会場監視計画	概ね2箇月前までに提出				概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出	概ね2箇月前までに提出
	会場管理運営計画（スタッフ配置計画、担当者シフト表等）	概ね1箇月前までに提出				概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出
	運営スケジュール	概ね1箇月前までに提出				概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出
	設営運搬車両入場計画 事業関係者入場計画 運営マニュアル	概ね1箇月前までに提出				概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出	概ね1箇月前までに提出
使用可 能時間	本番	午後4時～午後9時 ※夏時間は午後5時～		閉城後 ～午後9時	午後5時～午後9時 ※5月～8月は午後6時～	開館日:閉館後～午後9時 休館日:午前9時～午後9時 ※休館日の使用は要相談	午後5時～午後9時 ※休館日は午前9時～午後9時の間の4時間	閉館後～午後9時	
	準備・撤去時間	要相談				要相談	要相談	要相談	要相談
休館日 対応	休館日	12月29・30日				12月29・30日	月曜日（祝日の場合は翌日）、12月25日～1月5日	月曜日（祝日の場合は翌日）、12月25日～1月5日	月曜日（祝日の場合は翌日）、休日の翌日（土日祝除く）、年末年始
	使用可否	不可				不可	12月25日～1月5日を除く休館日の使用は要相談	原則不可	不可
火器の使用	不可（電気調理器類は可）			不可	不可（電気調理器類は要協議） 潮音齋給湯室のガスコンロ使用可	不可（電気調理器類は可）	不可	不可	
地面への杭打ち、掘削等の行為	不可				不可	不可	不可	不可	
使用料の還付(令和3年4月1日より施行)	自己都合ではない事由による場合は可				自己都合ではない事由による場合は可	自己都合ではない事由による場合は可	雨天、荒天等の場合は可	雨天、荒天等の場合は可	